

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて提出する。

平成 17 年 1 月 22 日提出

神崎町・大河内町合併協議会  
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	14	一部事務組合等の取扱いについて
<p>1 両町が一部事務組合として加入している中播消防事務組合、中播衛生施設事務組合、中播北部行政事務組合、中播農業共済事務組合、神崎郡北部病院事務組合、兵庫県町交通災害共済組合、兵庫県市町村職員退職手当組合及び兵庫県町議会議員公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加入する。</p> <p>2 両町が他の公共団体と共同設置している兵庫県町土地開発公社、中播公平委員会、神崎郡介護認定審査会については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加入する。</p> <p>3 両町が他の公共団体と協議会を設置している播磨中央広域行政協議会については、合併の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加入する。</p>		

平成 17 年 1 月 22 日 (確認) 継続審議